



老指発 1 1 1 7 第 3 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日

公益社団法人 全国老人保健施設協会
会 長 山 田 和 彦 殿

厚生労働省老健局
総務課介護保険指導室長



「介護サービス事業者の法令遵守の徹底について」の送付について

平素より、介護保険サービスにご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり都道府県、指定都市及び中核市の介護保険担当部（局）長あてに通知（平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日老指発 1 1 1 7 第 2 号本職通知）いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、本通知の趣旨をご理解の上、貴会会員の周知等を含め、引き続き法令遵守の取組にご協力下さいますようお願い申し上げます。



老指発 1 1 1 7 第 2 号

平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長



介護サービス事業者の法令遵守の徹底について

平素より、介護保険制度の円滑な推進につきまして、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、新聞等で報道されたとおり、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等の複数の施設を運営する医療法人において、長期にわたり人員基準を満たしていないにもかかわらず、職員の水増しを行い、不正に介護報酬を受領していた等の不正事案がありました。

このような事案は、利用者に対して不利益をもたらすだけでなく、国民の介護保険に対する信頼を大きく失墜させる行為でもあります。

各自治体においては、以下の点に十分に留意の上、介護サービス事業者の法令遵守について指導を行うよう改めてお願いします。

- ① 計画的に集団指導及び実地指導を行うとともに、集団指導等の場を活用して、改めて介護サービス事業者の法令遵守について周知徹底を図ること。
また、実地指導においては、ケアの質の向上に向けた指導とともに、「各種加算等自己点検シート」等を活用し、不適切な報酬請求の防止のための指導についても、引き続き実施すること。

- ② 指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合には、随時、適切に監査を行うとともに、その結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。

監査に当たっては、他の関係部局や他の自治体等関係機関と十分に連携を図ること。